



報道関係者各位

担 当	令和5年8月28日
	徳島労働局雇用環境・均等室
	雇用環境・均等室長 佐藤 かおる
	雇用環境改善・均等推進監理官 三木 さとみ
	助成金係長 新居 美佐子
	(電話) 088(652)2718

最低賃金引上げを図る企業を支援します！

～業務改善助成金の活用の促進について～

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」とされ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（同日閣議決定）においても、「中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。」とされており、最低賃金の引上げ及び中小企業への支援については、引き続き政府の重要な施策方針の一つとして位置付けられているところです。

徳島労働局（局長 竹中 郁子）は、41円引上げられた徳島県最低賃金（時間額896円）が令和5年10月1日に発効予定であることを受け、賃金引上げや生産性向上を図る事業場への支援策である「業務改善助成金」について、改めて県内の中小企業・小規模事業者等を中心に広く周知を図りますので、積極的な活用をお願いいたします。

【添付資料】

- ・賃金の引上げは、業務改善助成金を活用して計画的に行うのがおすすめです！
- ・業務改善助成金のご案内（徳島県版）
- ・「業務改善助成金」徳島県内で活用された設備投資事例

【問い合わせ先・参照ウェブサイト】

○制度の問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440

○ワンストップ相談窓口

徳島働き方改革推進支援センターTEL0120-967-951

○業務改善助成金（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html

業務改善助成金とは

事業場内最低賃金の引上げを行う事業主が、生産性向上に資する設備投資などを行う場合に、その費用の一部を助成し、最低賃金引上げに伴う事業主の負担を軽減することを目的としています。

徳島県内における活用例

- 1 宿泊・飲食業（60円コース）
事業実施計画等に基づき、60円以上引上げ、自動食器洗浄機を導入
助成金額89万円
- 2 医療・福祉（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、自動床掃除機を導入
助成金額50万円
- 3 宿泊・飲食業（45円コース）
事業実施計画等に基づき、45円以上引上げ、真空包装機を導入
助成金額75万円
- 4 農業（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、散水ホース・ホース自動巻取機・軽量小型管理機を導入
助成金額62万円
- 5 その他の事業（30円コース）
事業実施計画等に基づき、30円以上引き上げ、ルート配送用販売管理システムを導入
助成金額120万円

※事前に交付申請・事業実施計画などの手続きが必要です。

※徳島県最低賃金が改正発効（令和5年10月1日予定）された後に賃金引上げを行う場合は、改正発効後の金額から賃金を上げる必要があります。